

## はじめに

子どもは、「社会の宝」です。子どもたちが夢と希望をもって自分の能力や個性を伸ばし心身共に健やかに成長することが、すべての市民の願いです。

いま、子どもたちを取り巻く環境は日々変化しており、「スマートフォン・ネットの問題や薬物の恐ろしさ、命の尊さの希薄さ」など、対応が急がれます。健全育成の合言葉である「やさしくまっすぐな心を持ち、とおく（未来）を見つめて、のびのびと育つことができるまち」を目指し、子どもたちにすべての命はかけがえのないものであると教えていくのは大人の責務です。未来ある子どもたちが健全に育つ環境を築くために、家庭・地域・学校が連携して取り組んでいきましょう。

## スマートフォン・ネット(オンラインゲームを含む)のトラブルから子どもを守ろう!!

スマートフォンやネットは便利な反面、ゲーム機のオンラインゲームを利用した犯罪が、ますます悪質となっています。また、いじめの発生要因のひとつにもなっています。

子どもたちのネット利用には、大人の見守りが必要です。

犯罪などの事件にまき込まれないよう家庭でのルールをしっかり作りましょう。

### 《ネットの注意》

- ネット上では、絶対に個人情報（ID・パスワード）は教えない。
- 顔写真は掲載しない。
- 心当たりのないメール等は開かない。
- 他人のことや不快に思うことは書き込まない。
- ながらスマホは絶対にしない。



### 《薬物の注意》

- 「正しい知識」を教える。
- 「断る勇気」を持つ。
- 他人から薬はもらわない。
- 生活を明るくオープンにする。
- 家庭内のコミュニケーションを図る。




東大和市のホームページでは令和2年度東大和市青少年健全育成方針をカラー版でご覧になれます。

## 子どもに関する相談機関

- 総合的な相談
  - 東大和市子ども家庭支援センター ☎042-565-3651  
月～土曜日 9時～17時
- いじめ・不登校・子どもの教育相談
  - 東大和市いじめ電話相談 ☎042-516-8091  
月～金曜日 9時～17時 予約不要
  - 東大和市さわやか教育相談室 ☎042-562-7911  
月～金曜日 10時～17時 予約制
- 児童虐待に関する相談
  - 東京都小平児童相談所 ☎042-467-3711  
月～金曜日 9時～17時
  - 児童相談所全国共通ダイヤル ☎189  
毎日 24時間
- 非行に関する相談
  - 警視庁東大和警察署生活安全課少年係 ☎042-566-0110  
月～金曜日 8時30分～17時15分
- 健康・薬物に関する相談
  - 東大和市保健センター ☎042-565-5211  
月～金曜日 8時30分～17時
  - 東京都多摩立川保健所 ☎042-524-5171  
月～金曜日 9時～17時

### 小・中学生のみなさんへ

困ったときは、すぐに親やまわりの信頼できる大人に相談しましょう。

- 子どもの人権110番（法務局） ☎0120-007-110  
月～金曜日 8時30分～17時15分
- 子どもの人権SOS eメール   
毎日 24時間
- 24時間子供SOSダイヤル ☎0120-0-78310  
毎日 24時間
- 子ども110番（メール相談） kodomo110@dsn.co.jp  
毎日 24時間
- こたエール（ネットトラブル） ☎0120-1-78302  
月～土曜日 15時～21時（祝日は除く）

令和2年度

## 東大和市青少年健全育成方針

# 子どもたちの 夢と心をはぐくむのは 私たち大人です



健全育成の合言葉

### 育てようやまとの子

㊦ さしい心

㊦ まっすぐな心

㊦ おく（未来）を見つめて

㊦ のびのび育て

㊦ のまちで

発行 東大和市青少年問題協議会

事務局 東大和市子育て支援部青少年課

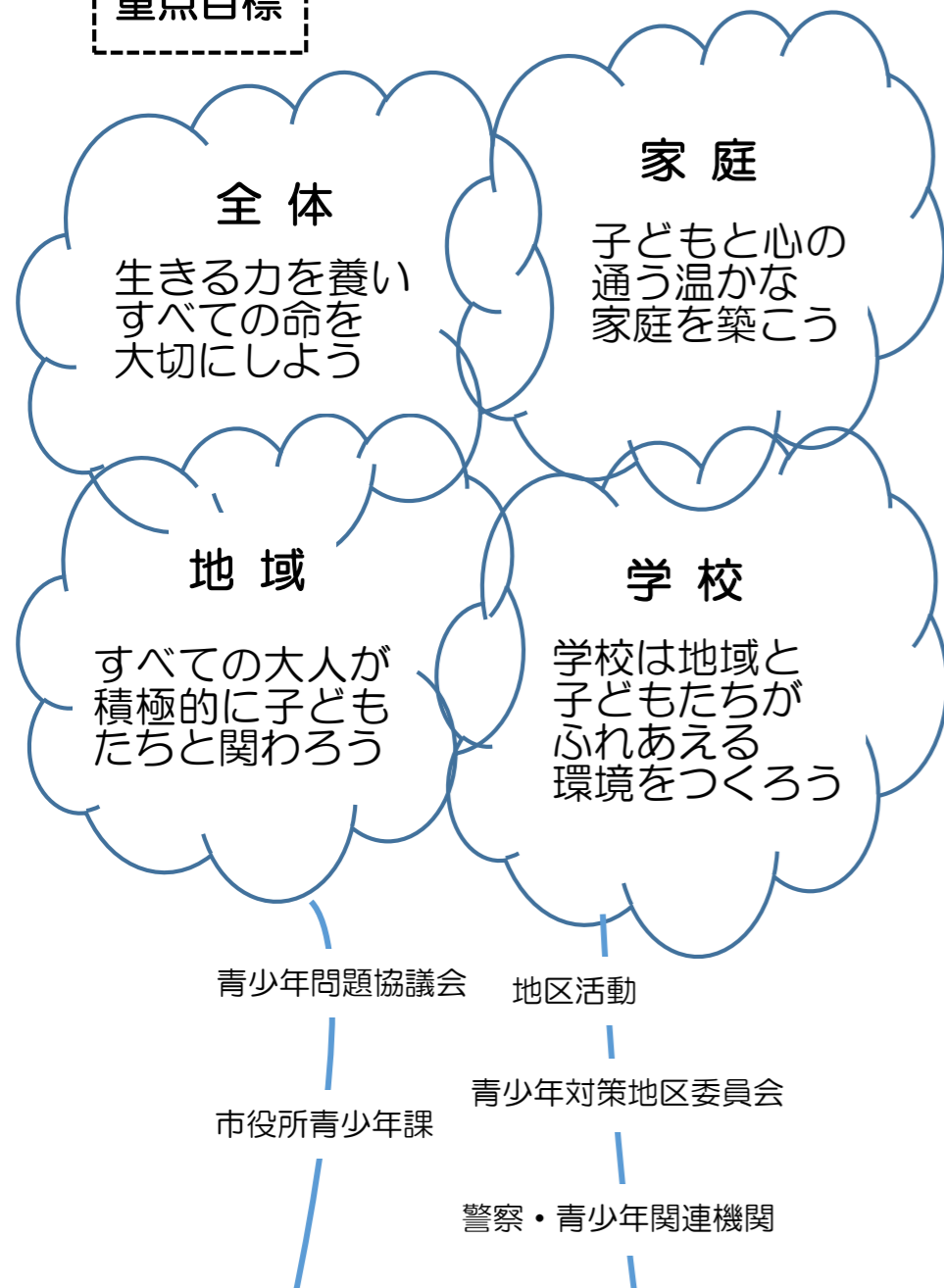
T E L 042-563-2111(内線 1742)

Eメール [seishounen@city.higashiyamato.lg.jp](mailto:seishounen@city.higashiyamato.lg.jp)



# 生きる力を養いすべての命を大切にしよう

## 重点目標



**それぞれの役割を果たし、互いに協力し合い、  
社会全体で取り組む必要があります。**

青少年問題協議会とは「地方青少年問題協議会法」に基づいて、各地方公共団体に設置されているものです。東大和市でも、市長の附属機関として設置されています。市長が会長を務め、市議会議員・学識経験者・関係行政機関の職員・市の職員など14名の委員で構成されています。

青少年問題協議会では、青少年の健全育成が図れるよう、市と関係行政機関相互の協力・連携を円滑にし、青少年健全育成活動の条件整備や子どもたちを取り巻く健全な環境づくりに努めています。

## 全体の取り組み

健やかに子どもたちを育てるには、社会全体で取り組んでいく必要があります。

- 生きているものは、すべて命があり尊いことを教えよう。
- 生きる力を育てよう。
- いじめをしない、させない、ゆるさない。
- 大人は率先してルールやマナーを守る姿を見せよう。
- あいさつが飛び交う明るいまちにしよう。



## 家庭での取り組み

家庭は、子どもにとって大切な生活の場です。家族との関わりの中で、人間としての基盤を作り、基本的な生活習慣や社会規範を身につける必要があります。

- 子どもとふれあう時間を大切に、愛情をもって接し、善悪をはっきり教えよう。
- 「たたかない」「どならない」と決めよう。
- 学用品や公共の物を大切にする心を育てよう。
- 「早寝早起き朝ごはん」をこころがけ、夜11時以降の外出は禁止しよう。
- ネット犯罪や事件にまき込まれないよう、スマートフォン等の使用時のルールを決めよう。

## 地域での取り組み

子どもの健全育成の上で、地域が果たす役割は非常に大切です。子どもたちが安心して生活でき、安全に育つ環境を大人が責任を持って作っていく必要があります。

- 子どもたちの行動を地域全体で見守ろう。
- パトロール等による犯罪防止活動に協力しよう。
- 他人の子でもきちんと注意し、悪いことは叱り、良いことはほめよう。
- 地域活動や学校行事に積極的に協力しよう。
- 児童虐待問題に関心を持ち、地域で早期発見に努めよう。

## 学校での取り組み

子どもたちは多くの人との交流の中から学び育っていきます。学校は、家庭や地域の人々の積極的な参加や協力得るなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図る必要があります。

- 学校は子育ての拠点です。地域と学校は協力し、子どもたちとふれあい、いつでも子どもに声掛けできるようにしよう。
- 学校と地域が協力し、「優しさを持ち、人権を大切にする」心を育てよう。
- 子どもたちの行動の変化に心を配ろう。
- 社会の変化に適応した生きる力を養う教育を推進しよう。